

1 横浜市の給与制度概要

(1) 支給日及び各支給項目の内容

令和6年1月現在

支給項目	支給内容	支給日
給料		毎月21日
地域手当	(給料+扶養手当+管理職手当) ×16%	
住居手当	「5 住居手当について」参照	
扶養手当	「8 扶養手当について」参照	
管理職手当	給料の25%を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 (課長級以上の職員に支給)	
通勤手当	「6 通勤手当について」参照	
超過勤務手当	正規の勤務時間外の勤務について翌月に支給	
期末手当 勤勉手当	6月、12月のそれぞれ1日を基準として在職期間等に応じて支給 【期末手当基準額】 給料+扶養手当+ (給料及び扶養手当に対する) 地域手当 【勤勉手当基準額】 給料+ (給料に対する) 地域手当 【支給割合】 6月：期末手当1.25月分 勤勉手当1.00月分 (4月1日採用者は期末50%、勤勉60%支給) 12月：期末手当1.25月分 勤勉手当1.00月分 ※上記支給割合は令和6年度の支給予定割合です。今後条例などの改正が行われた 場合には、その定めるところによります。 ※支給額については、基準額に在職期間や業務実績に応じた割合を乗じて得た額と なります。	6月・12月

(2) 初任給について

初任給は、学歴、職歴等に応じて決定されます。

高校卒業後、年齢18歳の場合の初任給は、令和6年1月現在、192,328円になります。

また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。